

備前市議会議員 西 上 徳 一 様

請 願 者 岡山市北区南方1-8-29
岡山弁護士会
会長 土 居 幸 徳
紹介議員 松 本 仁

請 願 書

1 請願の要旨

「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出に関する請願

2 請願の趣旨

2025年1月24日から6月22日まで開かれた第217回通常国会において、立憲民主党及び国民民主党が選択的夫婦別姓制度を導入する法案を、日本維新の会が婚姻前の通称使用に関する法案をそれぞれ衆議院に提出しました。衆議院で同法案を審議するのは1997年以来であり、法務委員会において質疑及び参考人質疑が行われました。同国会では採決まで至らず、法務委員会理事会において「今秋の臨時国会において審議する」旨の申合せを行い、同法案は継続審議となりました。しかし、その後成立した高市早苗内閣は、選択的夫婦別姓に反対の立場を明確にしており、代わりに夫婦同姓を維持しつつ旧姓の通称使用を法制化する方向で調整を進めています。

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務付けており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていません。

しかし、夫婦が同姓にならなければ婚姻できないとすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制限するものです。また、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一部を構成する」（1988年2月16日最高裁判決）ため、「氏名の変更を強制されない自由」もまた、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されます。民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法第13条に反します。

また、同姓・別姓いずれの夫婦となるかは個人の生き方に大きく関わる問題です。現行法上、夫婦別姓を希望する人は自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できず、婚姻の法的効果も享受できません。このような差別的取扱いは合理的根拠に基づくものとは言えず、民法第750条は憲法第14条の「法の下での平等」にも反します。

加えて、憲法第24条第1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」として、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨を反映した、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の平等を定めています。これに対し、民法第750条は、婚姻に「両性の合意」以外の要件を不当に加重し、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すものです。新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓している実態に鑑みれば、民法第750条は、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものであり、憲法第24条にも反します。

国際的には、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）でも、各配偶者には婚姻前の姓を保持する権利があるとされています。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、2003年7月、2009年8月、2016年3月及び2024年10月の四度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しています。国際人権（自由権）規約委員会は、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念を表明しました。世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たりません。

1996年には、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しています。最高裁判所は、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で民法第750条を合憲としましたが、これらの判断は、同制度の導入を否定したのではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したものです。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されています。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されています。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしています。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できません。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名を変更されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきです。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもあります。

岡山弁護士会も、2016年1月、2021年4月、2021年7月、2025年3月、2025年8月と計5度にわたり、選択的夫婦別姓の法制化を求める会長声明を発出してきました。

以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、今こそ選択的夫婦別姓を導入すべきだと考えます。

3 請願事項

「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を国及び関係行政庁に提出してください。